

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第40号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「住民基本台帳カード」を削る。

様式第8号、様式第8号の2及び様式第8号の3中「黒色の電子印を使用しています」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。